

○平戸市教育委員会傍聴人規則

平成17年10月 1 日教育委員会規則第 3 号

平戸市教育委員会傍聴人規則

(会議の傍聴)

第1条 平戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名、住所、職業その他教育委員会委員長（以下「委員長」という。）の必要と認める事項を告げて、委員長の許可を受けなければならない。

(傍聴を許されない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴を許されない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) 前2号のほか、委員長において傍聴を不適當と認める者

(傍聴の制限等)

第3条 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴を制限することができる。

(遵守事項)

第4条 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。
- (4) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (5) 帽子をかぶらないこと。
- (6) 前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(退場)

第5条 傍聴人は、委員長が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、直ちに、退場しなければならない。

(委員長の指示)

第6条 前各条のほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成17年10月 1 日から施行する。